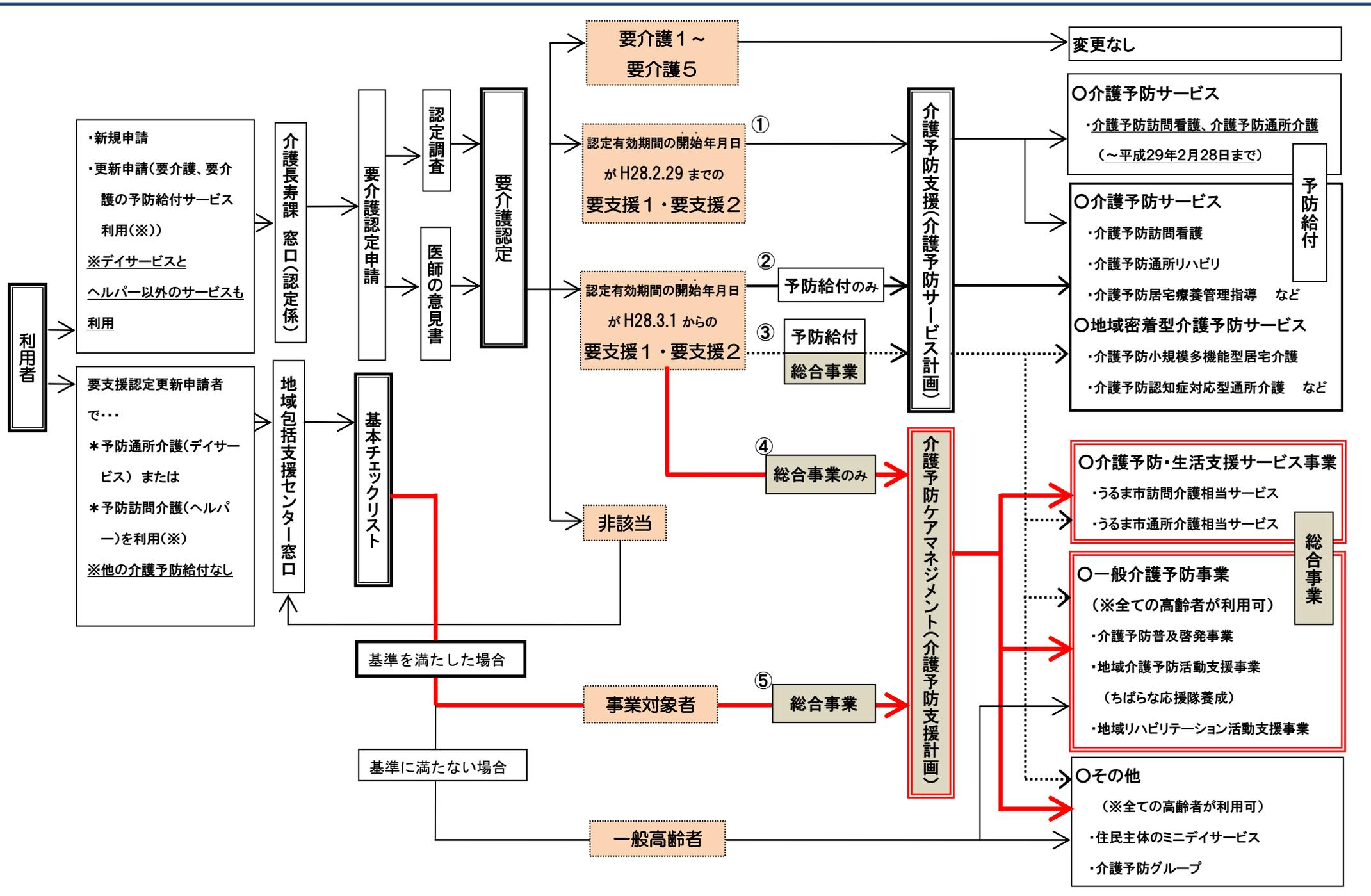


2. 総合事業実施後(H28.3.1～)の利用手続き



利用手続き

総合事業のみ利用する(予防給付の利用が無い)ケースについては、従来の「介護予防サービス計画」ではなく、新たな総合事業の「介護予防ケアマネジメント」を実施します。

総合事業実施後 (H28.1.1～) の利用手続き

(※図を参照)

【ポイント】

以下の①～⑤は、上の図中の①～⑤に対応しています。

⇒ 「有効期間の開始年月日がH28.2.29までの要支援者」の場合。

- ① 総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護・介護予防通所介護が引き続き行われます
ので手続き等に変更はありません。

⇒ 「認定有効期間の開始年月日がH28.3.1からの要支援者」の場合。

- ② 予防給付のみ必要な場合⇒「介護予防サービス計画」
- ③ 予防給付と総合事業が必要な場合⇒「介護予防サービス計画」
- ④ 総合事業のみ必要な場合⇒「介護予防ケアマネジメント」

⇒ 「H28.3以降に基本チェックリストにより事業対象者」になった場合。

- ⑤ 事業対象者が総合事業が必要な場合⇒「介護予防ケアマネジメント」